

福祉関係事務事業（その 1）保育所関係事務事業の取扱いについて

福祉関係事務事業（その 1）保育所関係事務事業の取扱いについて提出する。

平成 16 年 7 月 17 日提出

神崎町・大河内町合併協議会
会 長 足 立 理 秋

協 定 項 目	24-8	福祉関係事務事業（その 1）保育所関係事務事業の取扱いについて
1 一般分の徴収金の基準額及び階層区分については、年度途中での保育料の変更を行わず、平成 18 年 4 月 1 日に統一するよう調整する。 2 保育料の徴収方法については、新町発足までに調整する。		

平成 16 年 7 月 17 日 確認・継続審議